
QA9-8 森林除染は、全ての場所で行うわけではありませんが、沢水への影響はありませんか。

A

- ① 環境省では、福島県内の避難区域等のうち、要望のあった市町村において住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しています。
- ② その結果、ほとんどの検体で検出下限値（1リットル当たり 1 ベクレル（Bq/L））未満であり、平成 26 年以降は全検体で飲料水基準（1リットル当たり 10 ベクレル（Bq/L））を下回ることが確認されています
- ③ なお、放射性セシウムが検出された検体について、ろ過後に再度測定した結果、全検体で不検出であることも確認されています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 130 ページ「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

出典：①避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について（平成 28 年 7 月～平成 28 年 9 月採取分）、②食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準（飲料水）（厚生労働省告示第 130 号）、③水道水中の放射性物質に係る目標値（水道施設の管理目標値）（健水発 0305 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）より作成

出典の公開日：①平成 28 年 10 月、②平成 24 年 3 月 15 日、③平成 24 年 3 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日